

2011年10月26日

教会・伝道所 御中

日本バプテスト連盟  
常務理事 加藤 誠  
宣教部長 野口哲哉

～ 2012年度 **支援申請** に関するお知らせ ～

主の御名を讃美致します。

主のお恵みの内、貴教会・伝道所におかれましては、福音宣教の業にお励みのことと思います。連盟では諸教会・伝道所からの尊い協力伝道献金を用いて各種支援を行ない、教会形成の一助とさせていただきます。

2012年度も以下のような種類の支援を受付致します。つきましては、下記の要領及び規程集をよくご覧下さりお申し出下さい。

**申請用紙** は、お申し出いただいた教会に対してのみお送りしております。

記

● ● ●

1. 支援実施**年度前**に申請していただく支援の種類は以下の通りです。

- ① 教会特別支援
- ② 伝道プログラム支援 ※北海道連合内諸教会については、P2参照
- ③ 不動産取得支援（仮申請）

※上記の各支援に関しては、ご連絡を受けた教会にのみ申請用紙を送付いたします。）

2. 常時受け付けている支援。

- ④ 牧師研修活動支援

3. 講師派遣制度には以下の種類があります。

（各集会・研修会講師派遣の為の交通費補助）

- ⑤ 教会活動講師派遣 → 地方連合に対する補助
- ⑥ 教会教育講師派遣 → 連合、ブロック、複数教会に対する補助
- ⑦ 教会音楽講師派遣 → 地方連合に対する補助
- ⑧ 執事役員研修会講師派遣 → 地方連合、近隣の複数教会での合同開催

～ 先ずは、宣教部宛にご連絡下さい。～

TEL : 048-883-1091

## ●各種支援について

- |            |         |
|------------|---------|
| ①教会特別支援    | P 3     |
| ②伝道プログラム支援 | P 4～P 6 |
| ③不動産取得支援   | P 7     |
| ④牧師研修活動支援  | P 8     |
| ⑤～⑧講師派遣    | P 9     |

### 1. 予算について

予算（第57回定期総会提案）は以下の通りです。

①教会特別支援	: 400万円
②伝道プログラム支援	: 750万円
③不動産取得支援	: 500万円

### 2. 申請締切

2012年1月10日（火）必着です。

- ※ 申請を希望される教会・伝道所には、申請用紙をお送り致しますので、早めに宣教部宛てにご連絡願います。

### 3. 支援申請は教会及び母教会（伝道所の場合）から願います。

### 4. 支援決定の流れ

決定は、支援の種類によって異なります。各規程や別紙説明書をご覧ください。

### 5. 注意事項

連盟では予算の制約があり牧師給支援はできません。支援を前提とした牧師招聘につきましては、事前に宣教部にお問い合わせ下さる等、十分にご注意下さい。

### 6. その他

ご不明の点やご質問は直接宣教部までお問い合わせ下さい。

## ★北海道地方連合内諸教会への伝道プログラム支援について

- ・北海道地方連合内諸教会への伝道プログラム支援の申請手続きにつきましては、2011年度支援より、試行的に独自の方式をとることになりました。
- ・伝道プログラム支援の申請は北海道連合役員会宛てにご連絡下さい。
- ・経緯：2010年度全国地方連合連絡協議会において、伝道プログラム支援の運用の件が協議され、2011年度より北海道地方連合内の諸教会の支援に関しては、連合役員会と地区宣教主事が協働し、連盟予算を勘案しつつ、支援の決定をする事となりました。

## ① 「教会特別支援」は次のような内容です。・・・

- \* 支援の対象：・前年度経常費が500万円以下であり、この支援によって財政的自立の見通しが立つ教会。
- ・牧師給与は支援後の予算総額のおよそ70%かつ、連盟牧師給補助規程のおよそ75%を目安とする教会。
- ・協力伝道献金が「祈りと励ましの標準比率」を達成もしくは達成予定であること。
- ・理事会が特別な事由により支援を認めた教会。ここでいう特別な事由とは、自然災害、事故などによる一時的な経済的困窮を指す。

### \* 支期間と支援額：

- ・5年以内。但し、支援を延長することで、自立の見通しが立つと教会が判断する場合、最終年度前に延長の申請をすることが出来る。この場合でも支援累計期間は、8年を越えないものとする。
- ・初年度の支援額は、年度予算（支援を含む）の3分の1以内で次年度以降、漸減する。但し、連盟予算の限度、受理件数に基づき算定する。

### \* 申請書

- ：「申請書定形フォーム」の送付を連盟宣教部へ申し出る。  
申請書、教会の宣教理念、自立を目指す方策（活動計画、財政計画、支援の位置付け）、前年度教会会計決算書、当年度教会会計予算書、その他常務理事が求める書類

- \* 申請締切：2012年度支援の場合、2012年1月10日が支援申請締切となる。ただし、連盟予算に残額がある場合、年度途中で申請することもできる（要問い合わせ）。

### \* 決定までのプロセス：

- 1, 教会特別支援の申請用紙送付を宣教部に依頼する。
- 2, 新規の申請の場合、当該教会への問安を実施する。申請書送付依頼時点において、申請内容を確認の上、問安予定日を調整する。
- 3, 常務理事は、申請書を審査し、地区宣教主事会を経て、理事会に提案する。
- 4, 理事会は、申請件数、連盟予算を勘案の上、支援を決定する。

※緊急又は、軽微な場合は、常務理事が決定し、理事会の追認を受ける。

※2012年度の教会特別支援については、第4回地区宣教主事会（2012年1月16日～17日）、及び第3回理事会（2月7日～9日）を経て決定される。

- \* 支援報告：当該教会は毎月の活動報告（定型用紙あり）を常務理事宛に提出する。

- \* 参照規程：教会特別支援規程

## ②「伝道プログラム支援」は、次のような内容です。・・・

- \* 支援目的：伝道プログラム支援は、教会が伝道力を高めて、多様な伝道に取り組む力を養うための支援である。地区宣教主事のコーディネートを通して、地方連合の助言を得て支援をおこなっていく。
- \* 支援対象：その種類によって、経常献金 700～600 万円以下の教会（伝道所は母教会から）、もしくは開拓伝道に取り組む教会。また、申請前年度の協力伝道献金が原則「祈りと励ましの標準比率」を達成もしくは達成予定であること。
- \* 支援種類：「伝道プログラム支援の上限」を参照のこと。
- \* 支援額：支援の種類に応じて上限を定める（「伝道プログラム支援の上限」参照）。なお、支援を希望する教会からの申請は、原則として年間一種類一項目とする。
- \* 申請書：「申請書定形フォーム」の送付を連盟宣教部へ申し出る。  
※北海道地方連合内諸教会は北海道地方連合役員会に申し出る。  
申請書、教会の宣教理念、プログラムにおける宣教理念、前年度教会会計決算書、当年度教会会計予算書、その他常務理事が求める書類
- \* 申請締切：2012 年度支援の場合、①2012 年 3 月 31 日、②7 月 31 日、③11 月 30 日と三回の期間を設け、それぞれ、1 ヶ月を目処に決定を行う。但し、②・③の年度途中での申請については、連盟予算や申請件数により、受け付けられない場合もある。
- \* 決定までのプロセス：

1. 伝道プログラム支援の申請用紙送付を宣教部に依頼する。
2. 牧師、執事会／役員会とで良く相談する。（その伝道活動が、教会の祈りにふさわしいものであるか、教会総会で合意できるものか良く確認する。）
3. 教会の活動計画の中に、盛り込み、教会総会で決議する。
4. 申請書類一式を整えた後、宣教部に送付する。
5. 地区宣教主事と地方連合会長と日程調整を行い、問安等の方法で、申請内容や申請書の記述内容に関して相談を行う。
6. 地区宣教主事と地方連合会長は、それぞれ、この支援についての助言書を作成し、宣教部長宛に送る。
7. 宣教部長は、教会からの申請書類一式と二通の助言書を基にして、申請件数、連盟予算を勘案の上、支援を決定する。

- \* 支援報告：支援が実施された後、当該教会・伝道所は伝道プログラムの報告を連盟宣教部におこなう。連盟宣教部は、全国諸教会・伝道所に紹介する。

- \* 参照規程：伝道プログラム支援規程

### \* 伝道プログラムの一例

- 「講師を招いて伝道集会を開催したい」  
→講師謝礼・交通費・滞在費・チラシ作成・新聞広告、フォローのプログラムなどを含めて、支援の対象となります。
- 「プロの音楽家を招いて音楽コンサートを開催したい」
- 「教会案内のパンフレットを作りたい」。「教会の集会案内看板を新しくしたい」。
- 「ホームページを開設したい」。「礼拝充実のための音響整備をしたい」。
- 「子どもプログラムのために機材を購入したい」。「トーン・チャイムを聖歌隊で使いたい」。
- 「伝道所の集会所を借室したい」。「教会で平和の取り組みなどの講演会・学習会を開催したい」。
- 「礼拝奉仕者の研修会を開催したい」。「滞在外国人へのプログラムに取り組みたい」・・・等々

# 伝道プログラム支援を 活用してみませんか

## ★広告・宣伝費支援（看板、掲示板）

宇美教会

宇美教会の新会堂は、イースター礼拝に間に合い4月中旬に完成致しました。

「いよいよできてきおりますね」・・・町を歩けば、人々から声が掛かります。しかしながら、不動産の立地により、通りに面し、駐車場を手前に広く取った結果、建物が奥まっております。車で通る人には、通り過ぎてしまう傾向があります。

教会をより多くの方々に知ってもらうためにも、看板等の設置が待たれておりました。建築総費用の関係で、看板等の費用支出が難しく、この伝道プログラム支援の申請をしました。

今回の「伝道プログラム支援」によって、建った電照看板と掲示板によって、教会の存在は、わが町とわが道を照らすともしびとなりました。



支援を受け  
られた教会  
の声

## 伝道プログラム支援の実施例

- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| * 特別伝道集会開催   | 太田伝道所           |
| * 無牧師教会支援    | 秋田教会、佐世保教会、釧路教会 |
| * 会堂整備       | リビングホープ教会       |
| * 教会案内・チラシ作成 | 越谷伝道所           |
| * 集会所の借室費用   | 酒田のぞみ伝道所        |
| * 教会看板       | 宇美教会            |
| * 離島伝道       | 老岐教会            |

## ★伝道プログラム支援を受けて ～韓国伝道チーム受け入れ～ (太田伝道所)

連盟伝道プログラム支援を受けて、去る10月13日から5日間、韓国ソウルの聖一教会より牧師、伝道師夫妻を迎え、秋の特別集会を開くことができ、大きな恵みを頂きました。この活動は韓国バプテスト連盟に属する教会との協力伝道の一環として行われ、渡航費は韓国持ち、国内費用は日本持ちです。準備は、カラー写真入り教会案内1万枚、チラシ1万枚の印刷と新聞折り込み、手配り、韓国語講座、通訳の依頼など準備をしました。

金曜日夜の韓国料理、韓国語賛美、メッセージの文化交流プログラムには30名（新来者12名）が集い、主日礼拝にも34名（新来会者10名）が集いました。日頃大胆な伝道ができませんでしたが、連盟支援の協力におおいに助けられました。感謝です。



ゲストと地域に住む韓国人のお子さんとの賛美



韓国からのゲストの皆さん



礼拝後の集合写真

## < 伝道プログラム支援の上限 >

2011/10/26

◆多様な伝道への支援とは、以下のプログラム実施経費・資材費・研修費とする。

### 1. 対象：開拓伝道に取り組む教会。経常献金による制限無し

#### 種類1. 教会開拓伝道所活動費

- |         |            |
|---------|------------|
| ① 開設助成費 | 10万円       |
| ② 伝道費   | 内容による支援で対応 |
| ③ 借家借室料 | 60万円       |

### 2. 対象：申請前年度の経常献金が600万円以下の教会（伝道所）

#### 種類2. 離島伝道活動費

- |                        |      |
|------------------------|------|
| ① 教会活動費・維持費・伝道費・研修会交通費 | 60万円 |
|------------------------|------|

#### 種類3. 教会維持活動費

- |              |      |
|--------------|------|
| ① 無牧師教会礼拝支援費 | 20万円 |
|--------------|------|

#### 種類4. 礼拝堂整備

- |               |      |
|---------------|------|
| ① 音響、視聴覚設備整備  | 20万円 |
| ② バリアフリー、施設整備 | 30万円 |

#### 種類5. 広告宣伝費

- |                 |      |
|-----------------|------|
| ① ホームページ開設費、準備  | 10万円 |
| ② 教会看板、案内板、掲示板等 | 30万円 |
| ③ チラシ、教会案内作成費   | 15万円 |

### 3. 対象：申請前年度の経常献金が700万円以下の教会（伝道所）

#### 種類6. 教会研修費

- |                |      |
|----------------|------|
| ① 講師招請費、助言者問按費 | 10万円 |
|----------------|------|

#### 種類7. 教会間パートナーシップ伝道費

- |                    |      |
|--------------------|------|
| ① 人材交流、伝道隊派遣及び受け入れ | 10万円 |
|--------------------|------|

#### 種類8. 伝道プログラム開催費

- |             |      |
|-------------|------|
| ① 特別伝道集会開催費 | 15万円 |
| ② 音楽集会開催費   | 15万円 |

### 付記

- \* 各種類の支援額は、上限であり、予算、並びに申請件数などによって決定する。
- \* 支援の申請は一年度あたり、原則一種類のみとする。
- \* 諸教会・伝道所からの協力伝道献金で実施される支援であるので、申請教会は、申請前年度の協力伝道献金が原則として、標準比率に達しているものとする。
- \* 支援額の上限は実施状況を勘案しながら、毎年見直す。
- \* 人材交流等は、原則として連盟加盟教会間のものとする。
- \* 講師招請等は、原則として連盟加盟教会員に所属する者とする。
- \* 教会主体のプログラムとなるために、連盟支援と併せて教会からの支出も必要とする。

### ③「不動産取得支援」は、次のような内容です。・・・

#### \*はじめに：

「不動産取得支援」は、連盟第 50 回定期総会「中長期活動計画修正」の議案で承認されました。規程の第一条には、「**教会又は伝道所の成長と伝道の進展に資するために、不動産取得にあたって、その費用の一部を支援することを目的とする**」と謳われています。不動産未取得の教会・伝道所が、全国の祈りと協力の中で、不動産を取得し、伝道をさらに進めていくために支援が用いられることを願っています。

#### \*これまでの不動産取得支援の歴史：

多くの教会・伝道所は、西部社団や宣教団、連盟等からの支援を受けて不動産を取得してきました。1989 年以降、連盟は新宿の土地を売却して資金を設定し、不動産取得支援（いわゆる B タイプ支援）をおこないました。その支援を受けて、34 教会・伝道所が不動産を取得しています。しかし、2000 年からはその支援が終了し、いくつかの教会は支援を受けずに自力で不動産取得に取り組んでいます。2006 年度から新しく「不動産取得支援」が実施されています。

#### \*現行「不動産取得支援」の特徴：

2006 年度から実施されている「不動産取得支援」は、次のような特徴を持っています。

- (1) 支援対象は、連盟加盟教会（伝道所含む）であって、礼拝を捧げる会堂のための不動産を所有しない教会。
- (2) ただし、自己の不動産を所有している場合でも、B タイプ支援終了後に遡って申請可能。
- (3) 支援額の上限は、500 万円。一年間に一箇所支援を実施。

#### \*申請の条件：

支援の申請をおこなうためには、次のような条件があります。

- (1) 礼拝を捧げる会堂のための不動産を所有しない教会であること。（ただし、B タイプ支援終了に遡って申請可）。
- (2) 過去 3 年間の協力伝道献金が「祈りと励ましの標準比率」に達していること。
- (3) 過去 3 年間の年間経常献金が平均 400 万円以上であること。
- (4) 現在会員数が 20 名以上であること。

#### \*決定までのプロセス：申請から決定までのプロセスは次の通りです。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 教会から<b>仮申請受付</b>（2012 年 1 月）。宣教部にて正式申請の時期と順位を調整して、仮申請教会に通知（2012 年 2 月）。</li><li>(2) 当該年度申請順位の教会から正式申請（2012 年 3 月）。正式申請は毎年度申請順位に基づいて提出。</li><li>(3) 連盟からの現地調査（地区宣教主事問安）と地方連合からの助言を受ける（2012 年 4 月）。</li><li>(4) 理事会で審議され決定（2012 年 6 月）。</li></ol> |
|---|

#### \*注意事項：

- (1) **現在、3 箇所が正式申請の順番を待っています。毎年 1 箇所の実施を基本としていますので、今回の仮申請では、その後の順番となります。**
- (2) 支援金は土地購入資金として実施され、連盟との間で出捐比率（土地購入総額における連盟支援金比率）の確認書を交わした上で、「連盟からの出捐による不動産取得」として扱われます。詳細は「不動産取得の取扱規程」（連盟規程集 291 ページ）、「不動産管理処分規程」（301 ページ）参照のこと。
- (3) 既に不動産を取得している場合、返済残額が支援対象となります。

#### \*参照規程：

- (1) 「不動産取得の特別支援規程」
- (2) 「不動産取得の取扱規程」
- (3) 「不動産管理処分規程」



#### ④「牧師研修活動支援」は、次のような内容です。・・・

\* 支援目的：教会又は伝道所に招聘され立てられている牧師が、伝道や牧会の課題に取り組むために、連盟研修活動への参加を支援することを目的とする。

\* 支援対象：

- (1) 連盟加盟教会から初めて招聘を受け、赴任して通算5年以内の牧師または伝道師、主事等。
- (2) 申請前年度の経常献金が600万円以下の教会。

\* 研修活動の例：

- (1) 連盟宣教部・総務部および宣教研究所、各特別委員会、日本バプテスト女性連合、日本バプテスト連盟全国壮年会連合、西南学院大学神学部、東京バプテスト神学校、九州バプテスト神学校が主催する研修会、伝道隊、スタディーツアー及び全国大会等への参加。
- (2) 宣教研究所、西南学院大学神学部、東京バプテスト神学校、九州バプテスト神学校の助言を得て、教会および牧師が立案した個人継続研修（助言者研修も含む）。

\* 支援額：原則として年度内に総額50,000円を上限とする。

\* 申請書：「申請書定形フォーム」の送付を連盟宣教部へ申し出る。

\* 申請締切：常時受け付けている。

\* 決定までのプロセス：

1. 教会の執事／役員会に「研修計画」を相談して、祈っていただき、了解を得る

↓

2. 宣教部に相談して、申請書類を依頼する。送られてきた申請用紙に必要事項を記載し、宣教部に送付する

↓

3. 宣教部長により決定・連絡

↓

4. 教会に決定の報告をする

↓

5. 連盟より送金がなされる

↓

6. 実際に研修会や大会などに参加する

↓

7. 参加した内容について、教会での説教や証しの中で紹介したり、文書で紹介し、報告する。

↓

8. 宣教部に対して、自分の教会で紹介・報告した内容を添えて、簡潔に報告する。

\* 参照規程：牧師研修活動支援規程

#### ■ 申請の例 ■

<バプ連太郎牧師の場合>

全国少年少女リーダー研修会（天城山荘）出席に関して

登録費込み総費用35,000円の内、20,000円をこの支援で。

全国壮年大会（天城山荘）出席に関して

登録費込み総費用50,000円の内、30,000円をこの支援で。

上記二つの研修活動に参加しますので、計50,000円を支援してください。

※もちろん、申請した以外の研修会や大会などに参加するのまったくかまいません

<バプ連花子牧師のケース>

メンターとして〇〇先生をお願いした。年間二回、来ていただくことで面談をお願いした。宿泊費と交通費が約60,000円かかる。その内、50,000円をこの支援で補って欲しい。

## ⑤～⑧ 講師派遣制度は、次のような内容です。・・・

---

### \* 支援対象：

- ⑤ 教会活動講師派遣 → 地方連合に対する補助
- ⑥ 教会教育講師派遣 → 連合、ブロック、複数教会に対する補助
- ⑦ 教会音楽講師派遣 → 地方連合に対する補助
- ⑧ 執事役員研修会講師派遣 → 地方連合、近隣の複数教会での合同開催

### \* 支援内容：

支援は基本的には講師の交通費に充てられます。ですから支援額は、少額の交通費（バス代等）を除いた主要区間のJR料金あるいは航空運賃となります。原則として連合の口座に振込。尚、連盟の講師派遣という制度上の目的から、講師選定につきましては、極力連盟関係者であることが望まれます。

- \* 支援額 : ⑤～⑦は、年度内に各連合1回で、総額50,000円を上限とする。  
⑧は、60,000円が上限

- \* 申請書 : 連合会長及び連合役員会から「申請書定形フォーム」の送付を連盟宣教部へ申し出る。

- \* 申請締切：予算の枠内で常時受け付けている。

### \* 決定までのプロセス：

- (1) 連合（ブロック・複数教会）で行う集会・研修会の日程、場所、講師等の決定。
- (2) 連合会長（⑥の場合は、担当責任者）のお名前ですべて事前に宣教部へ文書にて講師派遣願いを提出。その際、支援金の振込先もご連絡下さい。
- (3) ⑤、⑧は宣教部長、⑥は、教会教育室長、⑦は、教会音楽室長が担当となり、各予算の枠内で決定します。
- (4) 研修会等が終わりましたら、簡単な報告書を提出願います。